



税額が 変更になります

くわしくは 税務課 市民税係
☎ 21-5113

市・県民税(個人住民税)が引き上げられます

「東日本大震災からの復興に關し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成26年6

月より36年5月の10年間、個人住民税は各年分の均等割の年税額が市民税・県民税ともに500円ずつ引き上げられます。

※県民税には平成29年度まで「こちぎの元気な森づくり県民税」700円が含まれています。

※障がいをお持ちの方や寡婦・寡夫の方、または扶養の人数によつては均等割が非課税となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

復興特別所得税(国税)が所得税(国税)と併せて徴収されています

所得税を納める方は「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、平成25より49年分まで各年分の所得税の額に、21%上乗せした額を「復興特別所得税」として併せて納付することになっています。

市・県民税、復興特別所

得税の引き上げられる額は、東日本大震災の被災者への救援・復興支援や、私たちの住む地域を災害に強いまににするための財源になります。

『「扶養親族等申告書」に寡婦・寡夫控除の項目が追加されました(公的年金受給者の方)』

公的年金受給者で所得税の課税対象となる方に対しては、源泉徴収する際、各種の控除を適用するために、毎年10月末頃に日本年金機構や共済組合などから「扶養親族等申告書(はがき形式)」が送付されています。

平成25年分から、寡婦・寡夫控除についての項目が追加されました。適用となる方は記載し提出することで、確定申告または市・県民税申告において、この控除の手続きをする必要がなくなります。

『「ふるさと納税」に係る市・県民税の寄附金税額控除の見直しについて』

地方公共団体に寄附(ふ

るさと納税をした場合、寄附金のうち2,000円を超える額について所得税の寄附金控除および市・県民税の寄附金税額控除を受けることができます。

平成25より49年の間、所得税に加え復興特別所得税が課税されることに伴い、所得税で寄附金控除を受けた場合は復興特別所得税にも反映され減額になります。平成26より50年度の市・県民税の寄附金税額控除においても、復興特別所得税に相当する率(21%)を減額する調整が行われます。

『記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されました』

平成26年1月から、個人で事業を行っている白色申告者(営業・農業や不動産貸付などを行っている方、山林所得が発生する業務を行っている方)全ての方に、記帳と帳簿などの保存が義務となりました。

なお、所得税の申告が必要ない場合(市・県民税申告が必要な方)も保存制度の対象となります。

表：平成26年度 市税などの納期限一覧

税目 納期限	市県民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)
6月2日	随時 (6期)	1期	1期	随時 (10期)	随時 (10期)	随時 (10期)
6月30日	1期					
7月31日		2期		1期	1期	1期
9月1日	2期			2期	2期	2期
9月30日				3期	3期	3期
10月31日	3期			4期	4期	4期
12月1日				5期	5期	5期
12月25日		3期		6期	6期	6期
2月2日	4期			7期	7期	7期
3月2日		4期		8期	8期	8期
3月31日	随時 (5期)			随時 (9期)	随時 (9期)	随時 (9期)

※最終納期限の後に納税額の更正などがあった場合、「随時」として課税されることがあります。

市税・保険料の納期限内に
納付にご協力ください

教育や福祉・医療の充実、生活環境の整備など、さまざまな事業は、税金や保険料で賄われています。住みよいまちづくりのために、納期限内の納付にご協力ください。なお、納期限は左表のとおりです。

納付できる場所

○市の窓口

収税課、足利銀行市役所出張所、各総合支所、各支所・出張所、市民サービスセンター

○金融機関

足利銀行、筑波銀行、栃木銀行、鹿沼相互信用金庫、中央労働金庫、上都賀農業協同組合、みずほ銀行、ゆうちょ銀行・郵便局(関東地方・山梨県のみ)

○コンビニエンスストア(市税のみ)

納付できるコンビニは、納付書の裏面に記載してあります。

・利用期限内に限ります。

※納税額が30万円以上の場合および介護保険料、後期高齢者医療保険料のコンビニ納付はできません。

口座振替推進キャンペーン

口座振替のメリット

・納付に行く手間が省けます。

・希望口座から自動的に引き落としになり、納付忘れがありません。

日光仮面ストラップをプレゼント

期間中に口座振替を申し込まれた方に、日光仮面ストラップを差し上げます。

○期間

5月1日(木)より7月31日(木)



日光仮面ストラップ

くわしくは

収税課 ☎(21)5103